

ガス導管事業者の法的分離に伴う行為規制の検討について

第42回制度設計専門会合 事務局提出資料

令和元年10月18日



- 1. 本日ご議論頂きたい論点①
- 2. 本日ご議論頂きたい論点②

本日ご議論頂きたい論点の位置づけ①

(1)兼職に関する規律等

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

(2)業務の受委託等に関する規律

✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

(3)グループ内の利益移転等(通常の取引条件)に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な 判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

(4) 社名・商標・広告宣伝等に関する規律

- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

(5)情報の適正な管理のための体制整備

✓ 建物・システムを特定関係事業者と共用する場合の基準等

(6) その他の適正な競争関係確保に必要な措置

ガス事業者の法的分離をより実効性のあるものとするための取組みについて

- 前回のご議論において、ガス事業者の法的分離に関して、社内におけるネットワーク部門と小売部門の力関係の現れ方に係るご指摘をいただいた。
- この点、2022年の法的分離後においては、法的分離の対象となる一般ガス導管事業者(特別一般ガス導管事業者)のグループ内の小売・製造事業者等が、当該ガス導管事業者に対し、情報の目的外利用や差別的取扱い等を要求・依頼することが行為規制上禁止されるところ。(不当な影響力の行使の禁止:改正ガス事法第54条の7第1項第1号)

(草薙委員)

- ・ありがとうございます。ガス導管事業者の法的分離に関するこの種の議論といいますのは、一般送配電事業者の法的分離の場合の議論が既に2年ほど前に詳細になされておりまして、それをトレースし、ファインチューニングするということが今回は中心になるとは考えておりますが、一般ガス導管事業者は一般送配電事業者と当然異なる性質の業務内容であることに加えまして、都市ガスは大手3社のみが法的分離を実施されるということが電力の場合と大きく異なると認識しております。
- ・これら3社は、ネットワーク部門と小売部門の会社内での力関係のあらわれ方といったことも、電気と都市ガスとで異なるのだということを前提に考えるべきではないかと思っておりまして、イコールフッティングの観点からネットワーク部門の中立性が担保されるように、監視等委員会におかれてしっかりと監視していただくことが重要だと思っております。

(参考) NW部門及び小売・営業部門に係る業務内容の特徴

	NW部門	小売・営業部門	
ガス	● 調整力の用途は需要変動への対応	● 代替品であるLPG・オール電化等との競争	
電気	● 調整力の用途はすべての変動事象	● 代替困難な必需品である電気の販売	

ガス事業者の法的分離をより実効性のあるものとするための取組みについて

- 他方、法的分離の形式による導管部門の分社化及び行為規制の遵守による、特別一般ガス導管事業者の中立性の一層の確保という法の趣旨を確実に実現するためには、その前提として、行為規制を遵守するための組織体制が不可欠と考えられる。
- 例えば、旧一般電気事業者においては、2020年の法的分離に先立ち、社内カンパニー制を導入するなどの方法により、送配電部門を小売・発電部門から独立させるなど、行為規制を一層確実に遵守するための組織体制を構築しているところ。
- そのため、今後、法的分離の対象事業者を定める基準に係る政令が策定される予定であるが、対象となることが想定されるガス事業者においては、2022年の法的分離に先立ち、カンパニー制等を導入の上、独立した企画部門・人事部門を設置するなど、小売・製造部門からは独立した中立的な導管会社の設立に向けた準備を段階的に進めることが望ましいと考えられるがどうか。

(参考) TSOにおけるカンパニー制導入時期及び独立した企画・人事部門の名称等

	カンパニー制等導入時期	企画	人事	カンパニー制等の導入 から分社化までの期間
東京電力PG	2016年4月(分社)	経営企画室	人材開発センター	4年間
中部電力	2016年4月	ネットワーク企画室	人事グループ	4年間
九州電力	2017年4月	企画管理室	人事労務グループ	3年間
中国電力	2017年10月	事業企画グループ 中期経営計画グループ 等	人事労務グループ	2年6か月間
北海道電力	2018年4月	流通企画部	流通人事労務グループ	2年間
東北電力	2018年4月	ネットワーク企画室	ネットワーク人財部	2年間
四国電力	2018年4月	企画部	人事労務グループ	2年間
関西電力	2018年6月	企画部	人財・安全推進グループ	1年10か月間
北陸電力	2018年7月	送配電企画部	送配電総務部	1年9か月間

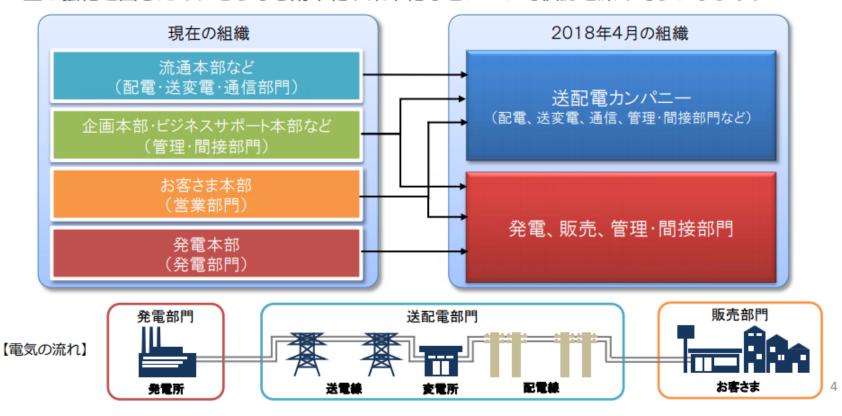
(参考) 一般送配電事業者のカンパニー制導入事例

参考(北海道電力:2017年12月22日 付プレスリリース資料より抜粋)

■組織見直しの概要



- ■2020年4月の法的分離に向けて、総合力の発揮と効率性を重視し、発電・販売事業を配置する「事業持株会社」および「送配電会社」の2社体制をベースに検討を進めています。
- ■今回の組織見直しでは、「送配電会社」への移行を見据えた「送配電カンパニー」と、将来の「事業持株会社」を想定した「発電、販売、管理・間接部門」に再編します。
- ■業務運営を通じて、円滑な組織体制の移行に向けた評価・検証を行うとともに、送配電事業の透明性・中立性の一層の向上を図ります。今後も、経営環境の変化をとらえ、会社経営基盤の強化を図るため、さらなる効率化や集中化などについて検討を深めてまいります。



(参考) 改正ガス事業法(2022年4月1日施行)

(禁止行為等)

- 第五十四条 一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者(以下「ガス供給事業者」という。)及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
 - 二 その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。
- 2 (略)

(特別一般ガス導管事業者の禁止行為等)

- 第五十四条の五 特別一般ガス導管事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であってガス供給事業者間の適正な競争関係 を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他特別一般ガス導管事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者(第百七十一条第三項において「特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等」という。)と取引を行ってはならない。(略)
- 2 特別一般ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業 者又は当該特定関係事業者の子会社等(特定関係事業者に該当するものを除く。)に**委託してはならない**。(略)
- 3 特別一般ガス導管事業者は、その最終保障供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該 業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者に当該業務を**委託してはならない**。(略)
- 4 特別一般ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を**受託してはならない**。(略)
- 5 (略)

(特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

- 第五十四条の七 特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 当該特別一般ガス導管事業者に対し、第五十四条第一項各号に掲げる行為又は第五十四条の五第一項本文、第二項本文、 第三項本文若しくは第四項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。
 - 二 (略)
- 2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し、当該行 為の停止又は変更を命ずることができる。

- 1. 本日ご議論頂きたい論点①
- 2. 本日ご議論頂きたい論点②

本日ご議論頂きたい論点の位置づけ②

(1)兼職に関する規律等

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

(2)業務の受委託等に関する規律

✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

(3)グループ内の利益移転等(通常の取引条件)に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な 判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

(4) 社名・商標・広告宣伝等に関する規律

- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

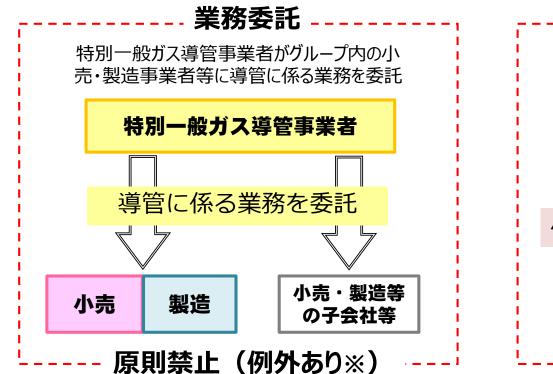
(5)情報の適正な管理のための体制整備

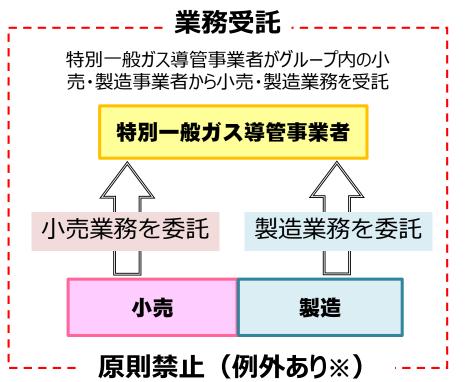
✓ 建物・システムを特定関係事業者と共用する場合の基準等

(6)その他の適正な競争関係確保に必要な措置

検討すべき論点

- 改正ガス事業法は、改正電気事業法と同様、法的分離の対象となる一般ガス導管事業者(特別一般ガス導管事業者)とグループ内の小売・製造事業者等との間での、導管に係る業務の委託及び小売・製造業務の受託を原則として禁止している。
- その例外について省令で規定することとされているところ、どのように規定すべきか。
- なお、平成26年9月の電力システム改革小委員会制度設計WGにおいては、①顧客利便性の確保、②安定供給の確保、③効率性の著しい阻害の防止の観点から、一定の範囲内で小売・発電事業者と送配電事業者との業務連携を認めるべきとの議論があったことへの留意が必要。





※ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合

業務委託の主なニーズ(特別一般ガス導管 → グループ内の小売・製造等)

● 特別一般ガス導管事業者が、法的分離以降にグループ内の小売・製造事業者等へ委託することが考えられる導管に係る主な業務は以下のとおり。

(主にガス製造事業者に委託すると考えられるもの)

製造所構内にある又は製造所に隣接する導管設備の運用・保守等

(その他)

内管漏えい検査業務(ガス安全小委員会での議論を踏まえて透明化された委託要件を充足する者への委託に限る)

災害等非常時の供給支障対応業務(電話対応・ 資機材の緊急調達)

資機材の調達業務(導管事業者が決定した仕様 に基づき資機材を調達)

導管設備の建設・取替・保守・修繕業務等

出向検針業務

電話受付業務

※平成26年9月の電力システム改革小委員会制度設計WGにおいては、①顧客利便性の確保、②安定供給の確保、③効率性の著しい阻害の防止の観点から、一定の範囲内で小売・発電事業者と送配電事業者との業務連携を認めるべきとの議論があった。

業務委託の禁止の例外についての考え方(案)

- 改正ガス事業法が特別一般ガス導管事業者による業務委託を禁止する趣旨は、下図①~③のような行為を通じて、特別一般ガス導管事業者の中立性が損なわれることを防止するためと考えられる。
- そのため、①~③のいずれのおそれもない業務の委託(**A~Cのいずれにも該当しない業務委託**)は、ガス供給事業者間の適正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止の例外としても問題ないと考えられるがどうか。 (一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論)
- また、以下の場合についても、ガス供給事業者間の適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられるため、禁止の例外としても問題ないと考えられるがどうか。(一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論)
 - ≫ 災害時の復旧対応など、非常の場合におけるやむを得ない一時的な業務委託。
 - ▶ 特別一般ガス導管事業者の子会社※への業務委託
 - ※特別一般ガス導管事業者を通じての支配以外では、グループ内の小売・製造事業者の支配がない会社に限る

①委託を受けたグループ内の小売・製造事業者等が、 その導管の業務を通じて競合他社等の情報を得て、自 らの小売・製造事業に活用するおそれ



導管のみが知り得る情報(小売・製造が利用できるもの)を取扱う業務の委託

②委託を受けたグループ内の小売・製造事業者等が、 その導管の業務をグループ内の小売・製造事業者が有 利になるよう (競合他社が不利になるよう) 実施するお それ



業務の実施方法等に受託者に一定の裁量があり、小売・製造事業者の競争条件に影響を与えることができる業務の委託

③グループ内の小売・製造事業者等のみが、競争することなく収益機会を得るおそれ



合理的な理由がないにもかかわらず公募を せずに実施する業務の委託

13

※ グループ内の小売・製造事業者等との取引による不当な利益移転の防止は別途、取引条件に関する規制で担保(前回議論)

業務受託の主なニーズ(特別一般ガス導管 ←グループ内の小売・製造)

● 法的分離以降に、特別一般ガス導管事業者のグループ内の小売・製造事業者が、当 該特別一般ガス導管事業者へ委託することが考えられる主な業務は以下のとおり。

導管施設の構内にある又は導管設備に隣接する小売・製造設備の運用・保守等

夜間・休日の消費機器調査・修理業務

※平成26年9月の電力システム改革小委員会制度設計WGにおいては、①顧客利便性の確保、②安定供給の確保、③効率性の著しい阻害の防止の観点から、一定の範囲内で小売・発電事業者と送配電事業者との業務連携を認めるべきとの議論があった。

業務受託の禁止の例外についての考え方(案)

- 改正ガス事業法が特別一般ガス導管事業者による業務受託を制限する趣旨は、下図①・②のような行為を通じて、特別一般ガス導管事業者の中立性が損なわれることを防止するためと考えられる。
- そのため、①・②のいずれのおそれもない業務の受託(A・Bのいずれにも該当しない業務受託)については、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として、禁止の例外としても問題ないと考えるがどうか。(一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論)
- また、以下の場合についても、ガス供給事業者間の適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられるため、禁止の例外としても問題ないと考えられるがどうか。(一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論)
 - 災害時の復旧対応など、非常の場合におけるやむを得ない一時的な業務受託

①委託を受けた特別一般ガス導管事業者が、導管に係る経営資源を不当に投入する、関連する導管業務を一部歪めることなどを通じて、受託した業務の成果を高め、グループ内の小売・製造事業者を支援するおそれ



特別一般ガス導管事業者のみが知り得る情報やその人的・物的資源を不当に活用して、あるいは、関連する導管業務の実施を変更・調整するなどして、受託した業務の成果を高めることができる業務の受託

②選択的に受託することにより、グループ内の小売・製造事業者を支援するおそれ



В

Α

合理的な理由なくグループ内の小売・製造 事業者以外からは受託しないなど、グルー プ内外で条件等に差を設けた業務の受託

※ グループ内の小売・製造事業者等との取引による不当な利益移転の防止は別途、取引条件に関する規制で担保(前回議論)

最終保障供給業務を公募せずに委託できる場合(案)

- 改正ガス事業法では、特別一般ガス導管事業者が最終保障供給の業務を公募することなくグループ内の小売事業者又は製造事業者に委託することを、原則禁止している。
- その例外について省令で規定することとされているところ、託送供給その他の導管に係る業務の委託についてと同様、以下の場合については、ガス供給事業者間の適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられるため、禁止の例外としても問題ないと考えられるがどうか。(一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論)
 - 災害時の復旧対応など、非常の場合におけるやむを得ない一時的な業務委託

一般送配電事業者と発電・小売事業者間の業務委託に関する規律

参考(第8回制度設計WG資料抜粋) 平成26年9月

<論点>

小売全面自由化実施時(第二弾改正法施行時)においては、送配電事業の中立性・公平性を確保する一方、(1)顧客利便性の確保、(2)安定供給の確保及び(3)効率性の著しい阻害の防止の観点から、一定の範囲内で発電・小売部門と送配電部門との業務連携を認めるべきとの方向性が、第3回制度設計ワーキンググループで示されたところ。

上記(1)~(3)の必要性は、法的分離後においても同様ではないか。 そうだとすれば、適切な範囲において、

- ① 一般送配電事業者がグループ会社の発電・小売事業の委託を受けること
- ② 一般送配電事業者がグループ会社である発電・小売事業者に一般送配電事業を委託することを認めるべきではないか。

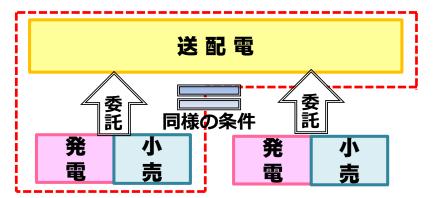
すなわち、発電・小売・一般送配電事業の大部分を委託する法的分離の実質的な潜脱となるような業務委託が認められないことは、法的分離から導かれる当然の結論であることに加えて、グループ会社以外の発電・小売事業者との公平性にも配慮し業務委託の適切性を担保する観点から、以下の一定の規律を設けるべきではないか。

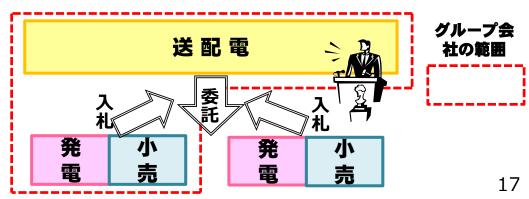
(1)について

受託が差別的でないことを要件とする(原則として、 他事業者から受託した業務と同種の業務に関する申込み があれば、同様の条件で受託しなければならない等)。

②について

委託が差別的でないことを要件とする(原則として委託基準を公表し、入札により委託先を決定する等)。





(参考) 改正ガス事業法(2022年4月1日施行)

(特別一般ガス導管事業者の禁止行為等)

第五十四条の五(略)

- 2 特別一般ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等(特定関係事業者に該当するものを除く。)に委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 3 特別一般ガス導管事業者は、その最終保障供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者に当該業務を委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 特別一般ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 5 経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(参考)改正電気事業法(2020年4月1日施行)

(一般送配電事業者の禁止行為等)

第二十三条 (略)

- 2 (略)
- 3 一般送配電事業者は、その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をその特定関係 事業者又は当該特定関係事業者の子会社等(特定関係事業者に該当するものを除く。)に委託してはならない。ただし、電気 供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 一般送配電事業者は、その最終保障供給又は離島供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者にこれらの業務を委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 5 一般送配電事業者は、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 6 経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更 を命ずることができる。

(参考) 電気事業法施行規則(2020年4月1日施行)

(業務委託の禁止の例外)

- 第三十三条の九 法第二十三条第三項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省 令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合
 - 二 業務を受託する者(以下「受託者」という。)が、委託をしようとする一般送配電事業者の子会社(当該一般送配電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等(当該一般送配電事業者を介在させることなく、その財務及び事業の方針の決定を支配するものに限る。)に該当するものを除く。)である場合
 - 三 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合
 - イ 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合
 - □ 小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが 明白でない業務を委託するとき
 - 八 受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く 場合

(受託者の公募)

第三十三条の十 法第二十三条第四項本文の規定による受託者の公募は、新聞掲載、掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により広告し、競争入札の方法その他公正かつ適切な業務の受託の実施が確保される方法により行わなければならない。

(受託者の公募の例外)

第三十三条の十一 法第二十三条第四項ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合とする。

(業務受託の禁止の例外)

- 第三十三条の十二 法第二十三条第五項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業 省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な受託としてする場合
 - 二 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは 利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができるものでない場合